

## 第2節 社会全体で行動することによる少子化対策の推進

### 1 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

#### (マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発)

##### マタニティマークの普及啓発

マタニティマークは、妊産婦に対する気遣いなど、妊産婦にやさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するために、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」推進検討会において募集し、2006（平成18）年に発表された。普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに対し、取組への協力の依頼を行っている。（第2-2-13図）

マタニティマークの普及に取り組む市区町村も着実に増加しており、マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズを配付している市区町村数は、2014（平成26）年度には1,706か所（98.0%）となっている。

また、マタニティマークの正しい意味の周

知啓発として、マタニティマークファクトブックを作成（2017（平成29）年）し、メディアと連携した啓発を実施した。

##### ベビーカーマークの普及啓発

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示するために、「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」で2014（平成26）年にベビーカーマークを決定（第2-2-14図）、駅や車両、各種建築物等のエレベーターなどで、ベビーカーマークの掲出を行い、ベビーカーの安全な使用のための周知のほか、ベビーカー使用者やその周囲の人にお互いに配慮してもらえるよう、キャンペーンなどにより継続的に働きかけている。

第2-2-13図 マタニティマーク



資料：厚生労働省資料

第2-2-14図 ベビーカーマーク



資料：国土交通省資料

## (好事例の顕彰と情報発信)

### 「子供と家族・若者応援団表彰」の実施

子供・若者を育成支援する活動及び子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人に対し、「子供と家族・若者応援団表彰」を実施している。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。2018（平成30）年度には、「子供と家族・若者応援団表彰」では、内閣総理大臣表彰として4団体を、内閣府特命担当大臣表彰として「子供・若者育成支援部門」で2名8団体を、「子育て・家族支援部門」で5団体1企業をそれぞれ表彰し、「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」（チャイルド・ユースサポート章）では、1名14団体の優良な活動について紹介した<sup>1</sup>。（第2-2-15図）



「子育て・家族支援部門」受賞者

### 子供目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

子供の安全・安心と健やかな成長発達につながる社会環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進している。2007（平成19）年度に、キッズデザインに優れた製品や取組等を表彰する「キッズデザイン賞」が創設され、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会において運営がなされている。

第12回目に当たる2018（平成30）年には、企業、地方公共団体、研究機関などから合わせて468点の応募があり、そのうち252点が受賞した。受賞作品には「キッズデザインマーク」の使用が認められる。（第2-2-16図）

### 第2-2-15図 内閣総理大臣表彰【子育て・家族支援部門】受賞者の活動の概要

**特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン**  
(東京都千代田区) 東京都推薦

http://fathering.jp/  
代表者名：安藤哲也 団体構成員数：338名

父親支援事業による「Fathering」の理解・浸透こそが、「よい父親」ではなく「育つ父親」を増やし、日本社会に大きな変革をもたらすことを目的としてさまざまな事業を展開しています。「イクメン・イクボス」の先駆けとなり、多様なセミナー（年間300件以上）、講座やフォーラムを全国各地で開催しています。一例として、実施している「ファザーリング・スクール（父親学校）」は、男性が育児を楽しむために必要なマインド・スキル・知識について、現役パパの具体的な指導を受けながら参加型で楽しく学び、懇親会などによりパパを増やす参加者目標の活動であり、アンケートでは満足度94%（第1期）と参加者から高く支持されています。「イクメン」が浸透した今、セミナーのような地道な活動から、「マザーリングプロジェクト」「イクライプロジェクト」まで、時代に合わせた継続的な活動を行っています。

父親の育児支援の先駆けとなる団体であり、その規模や知名度のみならず、企業や国・自治体との連携・協働等、内容面でも特に優れた取組みを行っています。また、イクボスや子育て世代のライフプランに関する調査など、積極的に調査研究を行い公表もしています。

**■ 選考委員のコメント**  
父親支援の先駆的・積極的・社会的活動です。社会への改革や意識啓発（企業や自治体をも巻き込んだイクボス）活動等も豊富です。父親支援活動を全国普及させ育児・家事は母親の役割から概念を払拭し、ともに育てるという失業者の父子や育児放棄などという新しい世代の存在を、全国にイクメンの活動が広がった。これは多様なメンバーで構成された幅広い活動は今後も期待できます。

**■ 受賞者からのコメント**  
栄誉ある賞を頂戴光栄に存じます。これまでファザーリングジャパン（FJ）にご支援いただいた方々のおかげです。FJは父親支援のNPO。これまで日本における子育て支援は「子供目線」に対する支援が主でしたが、「父親目線」の支援も必要との指摘を受け「子供支援に繋がる」と思い活動してきました。その内容は「イクメン」で「父親をする上での重要性を教える」「科展教育」「絵本読み聞かせ講座」等で育児事業の取組を進めてきた。イクボスセミナーは企業から注目し「男性育児の重要性」を企業に届けてきました。一方、「父子家庭」「主夫」など父親の多様性に会い出し共に活動してきました。「良い父親ではなく、素晴らしい父親を増やすこと」それがFJの変わらぬミッションです。これからはタスクローテーションも活用して活動していきます。

イクボス企業取組  
イクボス取組  
イクボス取組  
表彰状の授与

資料：内閣府資料

### 第2-2-16図 キッズデザインマーク

KIDS DESIGN AWARD

資料：経済産業省資料

1 <https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/support/h30/index.html>  
<https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/support/example/h30/index.html>

経済産業大臣賞、少子化対策担当大臣賞、消費者担当大臣賞に加えて、2013（平成25）年の第7回より最優秀賞として「内閣総理大臣賞」を創設した。また、2015（平成27）年の第9回に、男女共同参画担当大臣賞を新設し、政府を挙げて推進している。

2018年度は、「子どもたちを産み育てやすいデザイン部門」から少子化対策担当大臣賞として「ベビーカレンダーアプリ」（個人・家庭部門）及び「ベリーベア―深川冬木」（地域・社会部門）を表彰している。（第2-2-17図）

### （妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備）

#### 駅や小売店等を活用した子供との外出を応援するサービス等の提供、公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備

公共交通事業者等が行う子育てを応援する取組事例を広く共有し、関係者のさらなる取組の強化を図ることを目的として、2018（平成30）年11月に「子育てにやさしい移動に関する協議会」を設置した。

また、鉄道車両のベビーカー・車椅子優先スペースについて、「公共交通移動等円滑化基準」を改正し、4両編成以上には1列車2か所以上に設置することを義務付けするとともに、「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂し、通勤型列車においては、1車両1か所以上に設置することを標準とした。さらに、鉄道駅などの旅客施設におけるエレベーターについて、利用の状況に応じた複数化・大型化を義務付けするとともに、妊産婦、ベビーカー使用者、高齢者、障害者等の「優先マーク」の掲出を標準とした。

#### 子育てバリアフリーの推進

・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円

滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、施設等（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等）の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（2006（平成18）年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号。2011（平成23）年改正）において、2020（令和2）年度末までの整備目標を定めている。

「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく「交通政策基本計画」（2015（平成27）年2月閣議決定）においても、バリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の1つとして掲げており、これを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。

また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。

こうした中、バリアフリー法を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、2018（平成30）年通常国会（第196回国会）においてバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等がハード・ソフト面での計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度や、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設等が規定された。

今後も妊婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすい街づくりを促進していくため、幅広い取組を実施していくこととしている。